

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

堺市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 鉢ヶ峯地域

(1) 現況

本地域は、堺市南部の丘陵地帯に位置し、丘陵傾斜地に拓けた水田地帯であり、土地改良総合整備事業により昭和 57 年度から平成 4 年度に整備された。今後は整備された農地を効率的に運用し、安心・安全な農作物を市民に供給することはもとより、地域の貴重な自然資源として、農空間の多面的機能を地域住民に提供することが求められている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる「農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の管理に関する事業」を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 長峰地域

(1) 現況

本地域は、堺市南部の丘陵地帯に位置し、丘陵傾斜地に拓けた水田地帯であり、ほ場整備事業により昭和 59 年度から平成 13 年度に整備された。今後は整備された農地を効率的に運用し、安心・安全な農作物を市民に供給することはもとより、地域の貴重な自然資源として、農空間の多面的機能を地域住民に提供することが求められている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる「農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の管理に関する事業」を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 陶器北地域

(1) 現況

本地域は、堺市の中南部に位置し、既成市街地と泉北ニュータウンに挟まれた地

域で水田地帯であり、集落基盤整備事業により平成5年度から平成20年度に整備された。今後は整備された農地と周辺農地を効率的に運用し、安心・安全な農作物を市民に供給することはもとより、地域の貴重な自然資源として、農空間の多面的機能を地域住民に提供することが求められている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる「農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の管理に関する事業」を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 太平寺地域

(1) 現況

本地域は、堺市西部の丘陵地帯に位置し、農地を維持するため農道として整備を進め、地域で農地維持のため努力を実施し良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農業用排水路を適切に保管理することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる「農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の管理に関する事業」を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

5. 狭山池地域

(1) 現況

本地域は、堺市東部に位置し、狭山池を水源として稲作や野菜の生産が行われているところである。

一方、都市化が進み、農地の減少が著しく、農家の高齢化及び担い手不足、またこれに伴い増加する耕作放棄地や、農業に欠かせない水路の維持管理にかかる労働力不足などの問題は、農家だけでは解消できない状況となっている。

農業振興並びに問題解消を図るためには、農業に興味を持ち就農意欲のある都市住民の持続的な農業並びに維持管理業務への参入が必要な状況となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる「農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の管理に関する事業」を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	鉢ヶ峯地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業

②	長峰地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
③	陶器北地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
④	太平寺地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
⑤	狭山池地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

特になし。